

老人保健制度のお知らせ

昭和7年9月30日以前に生まれた方（一定の障害のある方は65歳以上）は、老人保健制度によって診療を受けることとなります。

生活保護受給者以外で、まだ老人保健の受給申請をしていない方は、市民課国保医療係または各総合支所市民生活課で申請してください。

身体障害者手帳1～3級該当者および、療育手帳A判定該当者



医療費の減額制度をご存知ですか？

一般世帯の老人保健対象者が入院したときは、医療費の1割（1カ月の上限額40,200円、食事療養の標準負担額は1日780円）を負担しています。

市民税非課税世帯（低所得者）の老人保健対象者については、「一部負担金限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関窓口に表示いただくと、一部負担金の上限額が



1カ月24,600円、食事療養の標準負担額が1日650円に減額されます。

この適用を受けるためには、入院時にあらかじめ認定証の提示が必要となりますので、必ず入院される前に、「一部負担金限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請をしてください。

なお、外来で診療された場合は、窓口で医療費の1割を支払っていただき、限度額を超えて支払われた分を後日、高額医療費としてお返しします。

表1 医療費の負担限度額（1カ月当たり）

区分	負担割合	自己負担限度額（外来受診）	自己負担限度額（外来受診+入院）
一般世帯 （市民税課税世帯）	1割	12,000円	40,200円
低所得者 （市民税非課税世帯）		8,000円	24,600円
低所得者 （市民税非課税世帯であって、その世帯の所得が一定基準以下の世帯に属する方）		8,000円	15,000円

表2 入院時の食事代（1日当たり）

一般世帯 （市民税課税世帯）		780円
低所得者 （過去の入院日数により）	90日以下	650円
	90日超	500円
低所得者		300円

限度額適用・標準負担額申請に必要なもの

窓口においてある申請書に必要事項を記入の上、左記のものをお持ちいただき申請してください。ただし、同一世帯内に老人保健対象者が複数いる場合は、それぞれに申請が必要です。

入院時の領収書
過去1年以内に入院されていた方のみ、入院日数の確認のために領収書が必要です。

印鑑
老人保健受給者証
健康保険証

【申請・問合せ】

市民課国保医療係または各総合支所市民生活課

10月から

介護保険施設などの利用料が変わります

— 居住費・食費が全額利用者負担となります —

現在、施設サービス等の利用者には、光熱水費などの居住費や食費の一部を介護保険から支払っています。一方、在宅で生活している方は、それらの費用を全額自己負担しています。

そこで、施設サービス利用者と在宅生活者とのバランスをとるために、今年10月から全国一斉に、原則として介護保険から支払わず、居住費、食費を利用者の方に負担いただくことになりました。

居住費、食費が見直されるサービスの種類

特別養護老人ホーム	デイサービス
介護老人保健施設	デイケア
介護養護型医療施設	
ショートステイ	

新たに負担していただく額

新たに負担していただく居住費、食費の額は、施設・事業所ごとに設定されるため、利用する施設・事業所により異なる場合があります。このうち居住費については、個室や大部屋などの形態の違いによっても異なる料金設定が行われます。

所得の低い方は、居住費、食費の負担が軽減されます

施設とショートステイを利用される方のうち、所得の低い方は、申請により居住費、食費の負担が軽減されます。

所得の低い方の居住費、食費の負担限度額は次のとおりです。

1 カ月当たりの負担限度額

利用者の所得等の状況	食費の負担限度額	居住費の負担限度額	
・ 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・ 生活保護を受給されている方	10,000円	ユニット型個室	25,000円
		ユニット型準個室および従来型個室	15,000円
		多床室（大部屋）	-
・ 世帯全員が市民税非課税であって、所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方……	12,000円	ユニット型個室	25,000円
		ユニット型準個室および従来型個室	15,000円
		多床室（大部屋）	10,000円
・ 世帯全員が市民税非課税であって、 以外の方	20,000円	ユニット型個室	50,000円
		ユニット型準個室および従来型個室	40,000円
		多床室（大部屋）	10,000円

負担限度額は、実際には日額で設定されるので、利用日数により1カ月の負担限度額は異なります。ユニット型個室や従来型個室などの区分については、利用される施設・事業所に確認してください。市民税課税世帯であっても、高齢夫婦の一方が個室に入所され、一定条件に該当する場合には、軽減の対象となります。

居住費、食費の軽減を受けるには、事前に申請が必要です。要介護認定を受けており、要件に該当する方は、個別に通知します。申請により軽減が受けられると認定された方には、「介護保険負担限度額認定証」を交付しますので、対象サービスの利用に際し、認定証を施設、事業所に提示してください。

【問合せ】介護保険課保険係 ☎24 - 2401または各総合支所健康福祉課